

BA-PLUS規定 新旧対照表

旧	新
第18条（本規定の変更） 1. 本規定は、法令の改廃または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断した場合に変更されることがあります。 2. 当社は、本規定の変更を行う場合、事前に変更日および変更内容を当社のインターネットホームページへ掲示することにより通知するものとします。	第18条（本規定の変更） 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。